

第 1 章

策定の考え方

第1章 策定の考え方

第1節 これまでの主な動きと取組

項目	内容
昭和 56 年～平成 14 年 障がい者福祉の拡充	<p>区では、昭和 56 年の「国際障害者年」を契機に、障がい者福祉の拡充に努めてきました。昭和 57 年「国際障害者年荒川区行動計画」、平成 5 年「荒川区地域福祉計画」、平成 6 年「荒川区保健福祉医療計画」、平成 12 年「荒川区障害者プラン」と、区政の幅広い分野において、各種の障がい者施策を計画化し、その実現に取り組んできたところです。</p> <p>また、平成 12 年度以降は、区の実情に合わせ、平成 12 年の介護保険制度導入に伴う障がい者施策の見直し、平成 14 年の尾久生活実習所分場の開設、知的障がい者ガイドヘルパー派遣事業の開始等、施設の開設や新規事業を開始しました。</p>
平成 15 年 支援費制度の導入	<p>平成 15 年度からは、行政がサービス内容を決定する措置制度であった障がい者施策に支援費制度が導入され、利用者とサービス提供事業所との契約によってサービスが提供される形式に変わりました。</p> <p>その他、同年 12 月には障害者就労支援センター「じょぶ・あらかわ（以下「じょぶ・あらかわ」という。）が、就労相談を開始しました。</p>
平成 18 年 4 月 障害者自立支援法の施行	<p>財源や支給決定の基準に課題があった支援費制度に代わり、平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行されました。しかし、利用者負担が増加するため、区では障害者自立支援法による在宅サービス利用者の利用者負担を、国基準の 10% から 3% に軽減する緩和策を全国に先駆けて実施しました。さらに、平成 18 年 10 月からは、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の実施に伴う利用者負担軽減策も導入しました。</p>

項目	内容
<p>平成 21 年 4 月 福祉作業所の工賃向上の支援</p>	<p>区内の福祉作業所と関係機関をつなぐネットワークを構築し、自主製品販売先や受注拡大のためのコーディネートを行っており、利用者が福祉作業所から受け取る工賃の引上げに結び付けています。その他にも、コンサルタント事業者による商品の改善や工賃アップを目指した研修を行っています。</p>
<p>平成 21 年 10 月 重症心身障がい児者留守番看護師派遣事業</p>	<p>在宅の重症心身障がい児者を介護する家族の負担軽減を図るため、家族に代わって医療行為ができる看護師を自宅に派遣しています。</p>
<p>平成 22 年 4 月 自殺予防対策事業</p>	<p>自殺の現状を区民と関係職員等に広く周知し、自殺に追い込まれる可能性のある方に接した際に、必要な機関へつなぎ、自殺を予防するための取組を行っています。</p> <p>平成 22 年度からは、区職員、区民団体を対象としたゲートキーパー研修を実施しており、平成 23 年度からは、こころの健康相談窓口として専用電話を設置しました。</p>
<p>平成 22 年 4 月 就学後の発達障がい相談事業 (心理士)</p>	<p>荒川区立心身障害福祉センター(荒川たんぼぼセンター、以下「荒川たんぼぼセンター」という。)における療育に引き続き、就学後においても切れ目なく発達や機能上の問題についての相談に応じ、心理学的評価を交えながら適切な助言を行っています。</p> <p>また、必要な場合は、継続的な心理相談・判定等の支援を行っています。</p>
<p>平成 22 年 6 月 コミュニケーション支援の拡充</p>	<p>聴覚障がい者への手話通訳等によるコミュニケーション支援事業を拡充し、また視覚障がい者を支援する対面音訳者派遣事業も開始しました。</p>
<p>平成 22 年 10 月 盲ろう者支援</p>	<p>視覚と聴覚の障がい重複している盲ろう者を支援するため、区内の盲ろう者に対し訪問調査を実施しました。</p> <p>また、盲ろう者への理解を深めるための交流会、障害福祉サービス事業所等向けの研修会などを実施しています。</p>

項目	内容
平成 23 年 1 月 就労支援施設の開設	福祉作業所の事業拡大等を支援するため、町屋三丁目障がい者就労支援施設（スタートまちや、以下「スタートまちや」という。）を整備し、まごころ作業所と町屋あさがお作業所が同施設で活動しています。また、同施設において、事務補助等の就労訓練を実施しています。
平成 23 年 8 月 高次脳機能障がい者に特化した生活訓練	荒川たんぽぽセンターで高次脳機能障がい者のグループ生活訓練を行っています。 高次脳機能障がい者とその家族等に対する相談支援を実施するとともに、医療機関、就労支援センター等の関係機関との連携を図り、高次脳機能障がい者に対し、生活訓練を行っています。また、啓発活動として、高次脳機能障がいに関するセミナーもを行っています。

【第3期荒川区障がい者プラン策定（平成24年3月）以降】

項目	内容
平成 24 年 4 月 児童福祉法の一部改正	障がい児の支援体制を強化し、身近な地域で支援を受けられるようにするため、児童福祉法と障害者自立支援法の2法にまたがっていた障がい児の通所サービスが、児童福祉法に一元化されました。これに伴い、障害者自立支援法の児童デイサービスが廃止され、児童福祉法の下に児童発達支援・放課後等デイサービス・医療型児童発達支援・保育所等訪問支援の各サービスが新たに創設されました。
平成 24 年 4 月 地域生活支援施設の開設	町屋6丁目に地域生活支援施設スクラムあらかわ（以下「スクラムあらかわ」という。）が開設され、グループホーム・短期入所・日中一時支援等、複合的なサービスを実施することにより、障がい者が地域で生活するための環境を整えました。

項目	内容
<p>平成 24 年 4 月 親なき後支援事業</p>	<p>現在、家族等の支援を受けて生活している障がい者が、保護者が不在となった場合でも生涯にわたり地域で生活できる環境を整えるため、グループホームの整備を促進しています。また、自分自身で十分に判断することが出来ない人については、成年後見制度の利用を支援することで権利擁護を図っています。</p>
<p>平成 24 年 10 月 障害者虐待防止法の施行</p>	<p>障がい者虐待防止等に関する施策を推進し、障がい者の権利擁護に資することを目的に、障害者虐待防止法が施行されました。</p> <p>区では、障害者福祉課内に障がい者虐待防止センターを設置し、時間外や休日でもコールセンターを通じて速やかに対応できる体制をとっています。また、パンフレットの作成や講演会の実施等の普及啓発を実施しています。</p>
<p>平成 25 年 4 月 障害者総合支援法の施行</p>	<p>地域社会における共生や社会参加の機会確保等について、総合的かつ計画的に支援が行われることを理念とした法律が、平成 25 年 4 月 1 日に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）として施行されました。これによって、難病患者への対象拡大、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホーム一元化、障害支援区分の創設等が実施されました。</p>
<p>平成 25 年 4 月 障害者優先調達推進法の施行</p>	<p>障がい者の作業所等の受注の機会を確保するために、作業所等が供給する物品等に対する調達の増進等を図り、障害者就労施設で就労する障がい者等の自立を促進するため、障害者優先調達推進法が施行されました。</p> <p>区では、作業所等へ物品や作業の発注を積極的に行う他、作業所等が供給する物品等の質の向上及び供給の円滑化のために、区内の作業所等から構成される「作業所等経営ネットワーク」の場も活用し、研修等を実施しています。</p>

項目	内容
平成 26 年 3 月 福祉避難所の指定	<p>災害によって住居等が損壊、あるいは火災等のため使用できなくなった障がい者のうち、配慮が必要な方を対象に、一次・二次避難所とは別に災害発生時に開設する福祉避難所を指定しました。</p> <p>また、地震等の大規模災害や火災等の緊急時において、障がい者の安否確認や避難誘導、救命活動を迅速に行えるよう、あらかじめ安心カード（平成 21 年 3 月）・コミュニケーション支援ボード（平成 24 年 8 月）・要援護者名簿（平成 25 年 6 月）を整備しました。</p>
平成 27 年 1 月 難病法の施行	<p>難病患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）の施行により、難病患者に対する医療費助成に関して、法定化により公平かつ安定的な制度とすることなどが定められ、医療費助成対象疾病が拡大しました。</p>
平成 27 年 12 月 個人別ライフプランの相談員の配置	<p>障がい者のライフステージごとに将来をシミュレートすることで、これからの生活と、それに合わせた福祉サービスを組み立てる「個人別ライフプラン」を作成するための相談員を、アクロスあらかわに配置しました。</p>
平成 28 年 2 月 精神障害者相談支援事業所の開設	<p>年々増加傾向にある精神障がい者の相談に対応し、社会生活を支援していくため、新たな精神障害者相談支援事業所コンパス（以下「コンパス」という。）を開設しました。</p>
平成 28 年 4 月 障害者差別解消法の施行	<p>障がい者及びその家族等からの差別解消のための相談窓口を設置しました。また、時間外・休日についてもコールセンターを設置し、速やかに対応できる体制をとっています。他に、職員対応要領の作成及び研修や講演会を実施する等、普及啓発を実施しています。</p>

第2節 策定の趣旨

近年、障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法の施行など、障がい者を取り巻く福祉環境が大きく変化しているとともに、障がい者本人や介護にあたる家族の高齢化、障がいの重度化・重複化など、障がい者自身の状況も複雑化しています。また、障がい児、発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者などへの支援の充実も求められています。

荒川区では、住み慣れた地域で誰もがお互いに支え合い、その人らしく安心して暮らし続けることができる「誰もが幸せを実感できる福祉と安心のまち あらかわ」の実現を目指し、第3期荒川区障がい者プラン(平成24年度～29年度)及び第3期荒川区障がい福祉計画(平成24年度～26年度)、平成27年3月に第4期荒川区障がい福祉計画(平成27年度～29年度)を策定し、障がい者福祉施策を計画的に推進してきました。

これまでの施策を評価し、障がい者施策に係る国や都の動向を踏まえながら、今後区が重点的に取り組むべき課題を明確にして、荒川区の実情に合った障がい者施策を展開し、障がい者の自ら望む生活を支援するため、「荒川区障がい者総合プラン」を策定します。

第3節 策定体制

障がい者団体の代表や学識経験者、福祉・医療関係団体の代表等の意見を荒川区障がい者総合プランに反映させるために、「荒川区障がい者総合プラン策定委員会」を設置し、内容に関する検討を行いました。

第4節 位置付け

荒川区障がい者総合プランは、障害者基本法に基づく市町村障害者計画に相当する「荒川区障がい者プラン」、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画に相当する「荒川区障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画に相当する「荒川区障がい児福祉計画」を一体的に策定した計画です。

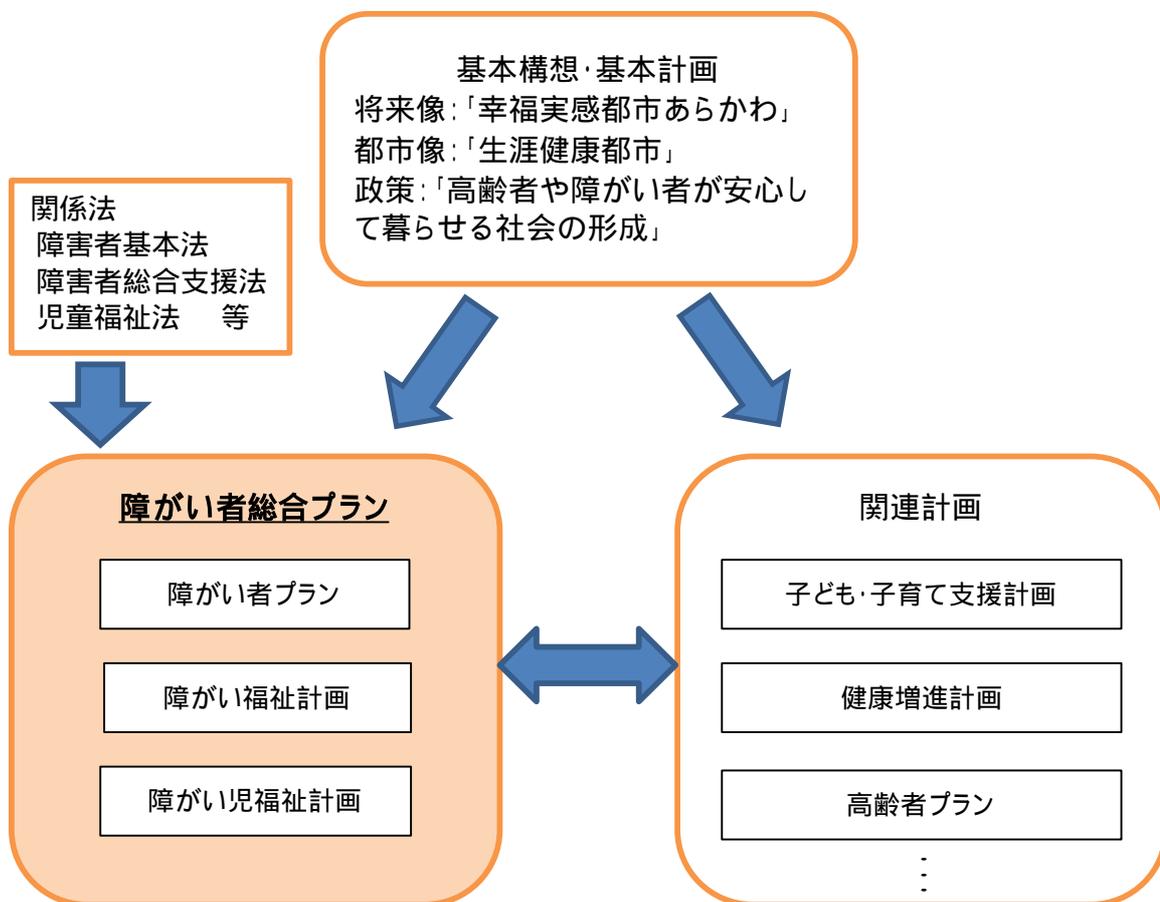
平成28年に児童福祉法の一部が改正され、市町村において障がい児福祉計画を作成することが定められました。

また、荒川区障がい者総合プランは、区の将来像を描いた「荒川区基本構想」及びそこに示された基本理念や将来像を実現するために策定された「荒川区基本計画」を上位計画とし、「荒川区子ども・子育て支援計画」、「荒川区健康増進計画」、「荒川区高齢者プラン」等、関係する計画との連携及び整合性を保ちながら、荒川区の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

【法的な位置付け】

計画名		法的な位置付け	内容
荒川区障がい者総合プラン	荒川区障がい者プラン (第1章～第4章)	障害者基本法に基づく 「市町村障害者計画」	障害福祉施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的考えと今後の方向性を定める計画
	荒川区障がい福祉計画 (第5章)	障害者総合支援法に基づく 「市町村障害福祉計画」	障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項や、障害福祉サービス等の必要な見込量などを定める計画
	荒川区障がい児福祉計画 (第5章)	児童福祉法に基づく 「市町村障害児福祉計画」	障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項や、障害児通所支援等の必要な見込量などを定める計画

【荒川区における計画の位置付け】



第5節 対象

障害者基本法に規定される、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他心身の機能の障がいにより、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある区民を対象とします。

また、18歳未満の障害児通所支援等を利用している子ども、高次脳機能障がい者や難病患者などを含みます。

第6節 期間

荒川区障がい者総合プランに含まれる荒川区障がい者プランの計画期間は、平成30年度を初年度とし、平成35年度までの6年間です。

また、荒川区障がい福祉計画及び荒川区障がい児福祉計画の計画期間は、平成30年度を初年度とし、平成32年度までの3年間です。

【計画期間】

年度 (平成)	障がい者 プラン	障がい者 福祉計画	障がい児 福祉計画	障がい者福祉制度の変遷
12年度	第1期 荒川区 障害者プラン			
13年度				
14年度				
15年度				支援費制度の開始
16年度				
17年度				
18年度	荒川区障がい者プラン (第2期荒川区障がい者プラン) (第1期荒川区障がい福祉計画)			「障害者自立支援法」施行
19年度				
20年度				
21年度		第2期荒川区 障がい福祉計画		
22年度				
23年度				「障害者基本法」施行
24年度	荒川区障がい者プラン (第3期荒川区障がい者プラン) (第3期荒川区障がい福祉計画)			「障害者自立支援法」「児童福祉法」(一部改正)の施行 「障害者虐待防止法」施行
25年度				「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」へ改正・施行 「障害者優先調達法」施行
26年度				
27年度		第4期荒川区 障がい福祉計画		
28年度				「障害者差別解消法」施行
29年度				
30年度	荒川区障がい者総合プラン (第4期荒川区障がい者プラン) (第5期荒川区障がい福祉計画) (第1期荒川区障がい児福祉計画)			「障害者総合支援法」「児童福祉法」 (一部改正)の施行
31年度				
32年度				
33年度				
34年度				
35年度				

第7節 推進体制

地域では、町会に代表される地域関係団体、民生委員・児童委員、ボランティア団体、福祉関係の事業所など、様々な方々が活動されています。障がい者総合プランを推進していくためには、こうした地域の方々の活動を支援し、地域全体で支え合う体制を構築していく必要があります。

そのため、区は、障がい者団体の代表、民生委員・児童委員、福祉関係の事業所、地域福祉の推進を図る社会福祉協議会など、地域で活動されている方々で構成されている「荒川区自立支援協議会」の場を活用して緊密に連携するとともに、あわせて障がい者総合プランの進行管理も行っていきます。

また、保健、福祉を始め、教育、まちづくり、防災等、区の各関係部署との連携を図り、計画的な事業の実施に取り組んでいきます。

【地域全体で支え合う体制】

